

## 新城市自転車の放置の防止に関する要綱

平成 25 年 10 月 21 日全部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、駐輪場及び公共の場所における自転車の放置を防止することにより、歩行者等の通行の安全を確保し、安全で住みよい生活環境を保持することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 駐輪場 市が管理する自転車の駐車のための施設をいう。
- (3) 公共の場所 市が管理する道路、公園及び施設その他公共の用に供する場所で駐輪場以外の場所をいう。
- (4) 放置 自転車の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車を離れて直ちに当該自転車を移動することができない状態をいう。

### (市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、駐輪場の整備、自転車の適正な駐車方法の指導及び啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確保その他自転車の放置を防止するための施策の実施に努めるものとする。

### (利用者等の責務)

第 4 条 利用者等は、公共の場所に自転車を放置することにより良好な生活環境を悪化させてはならない。

- 2 利用者等は、その自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号) 第 12 条第 3 項の規定する防犯登録を受けるとともに、当該自転車に住所及び氏名を明記するよう努めなければならない。

### (放置自転車に対する措置)

第 5 条 市長は、駐輪場及び公共の場所に放置してある自転車が良好な生活環境の確保又は安全な交通の保持を阻害していると認めるときは、当該自転車が放置された自転車であるかどうかを確認するため、当該自転車を整理し、当該自転車の利用者等に対し速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札（様式第 1）を当該自転車に取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けた日から起算して 7 日を経過しても当該注意札が取り付けたままの状態を確認したときは、当該自転車を放置された自転車（以下「放置自転車」という。）を撤去し、及び保管することができる。
- 3 市長は、前項の規定により放置自転車を撤去し、及び保管したときは、速やかに放置自転車調査整理管理票（様式第 2）を作成しなければならない。
- 4 市長は、第 2 項の規定により放置自転車を撤去するに当たり、ワイヤー錠等の切断その他の撤去のために必要な措置を要するときは当該措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該措置によって生じた損害について賠償の責めを負わないものとする。

(保管した放置自転車に係る措置)

第6条 市長は、前条第2項の規定により放置自転車を保管したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 撤去場所及び撤去年月日
- (2) 撤去自転車の種別、形式、色
- (3) 保管場所及び保管期間
- (4) 返還場所
- (5) 保管期間経過後の措置
- (6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項

2 放置自転車の保管期間は、前項の規定による告示の日から起算して3月を経過する日までとする。

(返還の手続き)

第7条 市長は、第5条第2項の規定により保管した自転車(以下「保管自転車」という。)について、防犯登録番号、車体番号等により利用者等を確認することができたときは、保管自転車引取通知書(様式第3)により当該利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 市長は、保管自転車の返還を申し出た者があるときは、保管自転車返還申請書兼受取書(様式第4)の提出を受けた後、返還するものとする。この場合において市長は、当該保管自転車の利用者等であることを、自転車のかぎその他の方法により当該保管自転車の利用者等であることを証明するものを提示させ、確認しなければならない。

(保管自転車の処分)

第8条 市長は、保管自転車が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保管自転車を廃棄の処分をすることができる。

- (1) 第6条第2項に規定する保管期間を経過しても、なお、利用者等が判明しないもの
- (2) 第7条第1項の規定による通知を行った場合において、第6条第2項に規定する保管期間を経過しても、なお、利用者等が引き取らないもの
- (3) 機能の全部又は一部を喪失し、自転車として本来の用に供することが困難であると認められるもの

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後に撤去した放置自転車から適用し、施行日前に撤去した放置自転車については、なお従前の例による。
- 3 新都市放置自転車取扱要綱(平成19年1月1日施行)は、廃止する。